

令和8年度 会計年度任用職員（職業指導員・生活指導員）を募集します

（宜野湾市教育委員会 教育総務課）

職種	一般事務職(職業指導員・生活指導員)	採用人数 1名
業務内容	①就労希望者（障がいを有する者）の職場体験から採用に関する調整業務（ハローワーク、就労移行事業所、配置部署との調整など） ②障がいを有する職員が仕事をする上で必要となる支援（業務内容調整、職場環境整備、定着支援等の調整など） ③その他、教育総務課事務の補助事務	
応募資格	障がい者を対象とした就労移行支援事業所等で、職業指導員、就労支援員、生活支援員等の職務経験を有する者（必須） ※保健師、社会福祉士、精神保健福祉士の資格があれば尚可	
任用期間	1会計年度以内（1箇月間は、条件付採用期間となります。）	
勤務	勤務日 週 5 日（月～金曜日）	※勤務日、勤務時間は相談に応じます。 勤務時間 週 30 時間
勤務場所	宜野湾市教育委員会 教育部 教育総務課	
休暇	年次有給休暇 その他の有給休暇 無給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加 病気休暇（最大 10 日）、子の看護休暇（最大 5 日）、夏季休暇（最大 3 日）、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等 介護休暇等
報酬額	(時給) 1,487 円～1,531 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い	
諸手当	期末手当 通勤手当	年 4.65 月分（6 月と 12 月に支給） ※任用期間等により対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。 距離に応じ支給（片道 2 キロ以上～）
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ・2 カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの 	
労災保険	あり	
備考	本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されたため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。	
お問合せ先	宜野湾市教育委員会 教育総務課 座間味 (098-892-8280)	